

性交同意年齢引き上げの刑法改正へ議論を進めることを求める意見書

2019年3月、性暴力加害者の無罪判決が相次いだのをきっかけに、同年4月から性暴力被害者が被害を語り、その声を聞き受け止めるフラワーデモが始まった。不同意の性交を処罰する方向で刑法改正を求める声が、全国に広がった。その後、2020年4月に設置された法務省の検討会には、被害当事者や支援の専門家が委員として加わり、性被害の実相と国際水準に見合った改正の方向性として、不同意性交等罪の創設、地位関係性を利用した性犯罪規定の導入、性交同意年齢(現在13歳以上)の引き上げなどの抜本改正を求めた。法務省の検討会は、2021年に報告書をまとめ、法制審議会へ議論の場は移っている。

その中の、性交同意年齢とは性行為の合意能力があるとされる最低年齢のことである。日本では、合意がない性行為が行われた際、13歳以上の場合には被害者が「暴行・脅迫があったこと」や「抗拒不能」などを証明しなければならない。世界の他の国と比べても日本の性交同意年齢は低く、国連からも年齢を引き上げるように勧告を受けている。他の国ではフランス・スウェーデン15歳、カナダ・イギリス・韓国が16歳などと報道されている。子どもを取り巻く社会状況としてSNSの発達で性犯罪に巻き込まれる危険性などが増している。子どもを性暴力から守るために、性教育の充実などとともに、世界のスタンダードに合わせて性交同意年齢の引き上げを行う必要があると考える。

よって町田市議会は、政府に対して、性交同意年齢引き上げの刑法改正へ議論を進めることを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。